

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成24年7月26日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒100-8310 東京都千代田区二丁目7番3号		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 三菱電機株式会社 執行役社長 山西 健一郎 電話 03-3218-2111 (代表)					
主たる業種	情報通信機械器具製造業 (ラジオ受信機、テレビジョン受信機製造)				細分類番号	3   0   1   4	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度の温室効果ガス排出量を2%以上削減する。						
計画を推進するための体制	京都製作所長を統括責任者、製造管理部長を統括管理者とし、京都地区EMS推進体制にてこれを実行する。(EMS: ISO14004:2004・JIS Q14001:2004、登録日'98-6-22)						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	7,963.7 トン	6,830.4 トン	トン	トン	-14.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,213.4 トン	6,830.4 トン	トン	トン	-33.1 パーセント	
	実績に対する自己評価	自然災害、欧州金融危機、等の影響により生産量が減少した事と、電力供給不足に対応するための緊急節電対策を強力に推進した事により、排出量が大幅に減少している。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (年間生産高)	5.08	4.95			-2.56 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価	23年度は分子、分母とも減少したが、基準年度より2.56%削減できた。これはインフラ設備の高効率化や省エネ活動を推進した成果も寄与していると考え。24年度以降も引き続き削減を図る。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		90.0 パーセント	95.0 パーセント	パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	高効率エアコンへの更新、機器の適正な運転管理、緊急節電対策等					
	(24)年度						
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	従業員の通勤は公共交通機関の利用を前提としており、マイカー通勤者は構外の有料駐車場を自己負担で使用させている。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	会社はマイカー通勤は奨励せず、費用面で使用を控えるような措置としている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	自然との共生、環境マインドの育成のため、近隣の住民を対象に年1回野外教室を開催し、植樹等を実施している。また、製作所内の緑化維持管理を計画的に実施している。						
特記事項	太陽光発電パネル(200kW)を23年度に設置した。(発電は24年度から開始)						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。